

# 給付金のお知らせ (沖縄県内町村用)

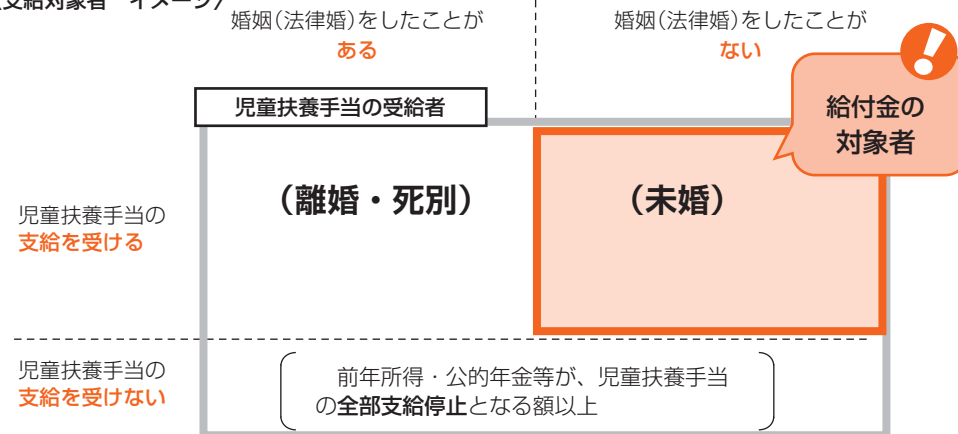
## 未婚の児童扶養手当 受給者の方に、給付金が 支給されます！

### 沖縄県未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

児童扶養手当の受給者のうち、**未婚のひとり親**の方に対し、令和元年度に臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

- 支給額** 17,500円
- 申請期間** 令和元年8月1日(木)～令和2年2月3日(月)  
※申請期間は申請先(都道府県、市区町村)により異なります。
- 支給時期** 令和2年1月から(審査終了後随時支払予定)

〈支給対象者 イメージ〉



### 支給要件

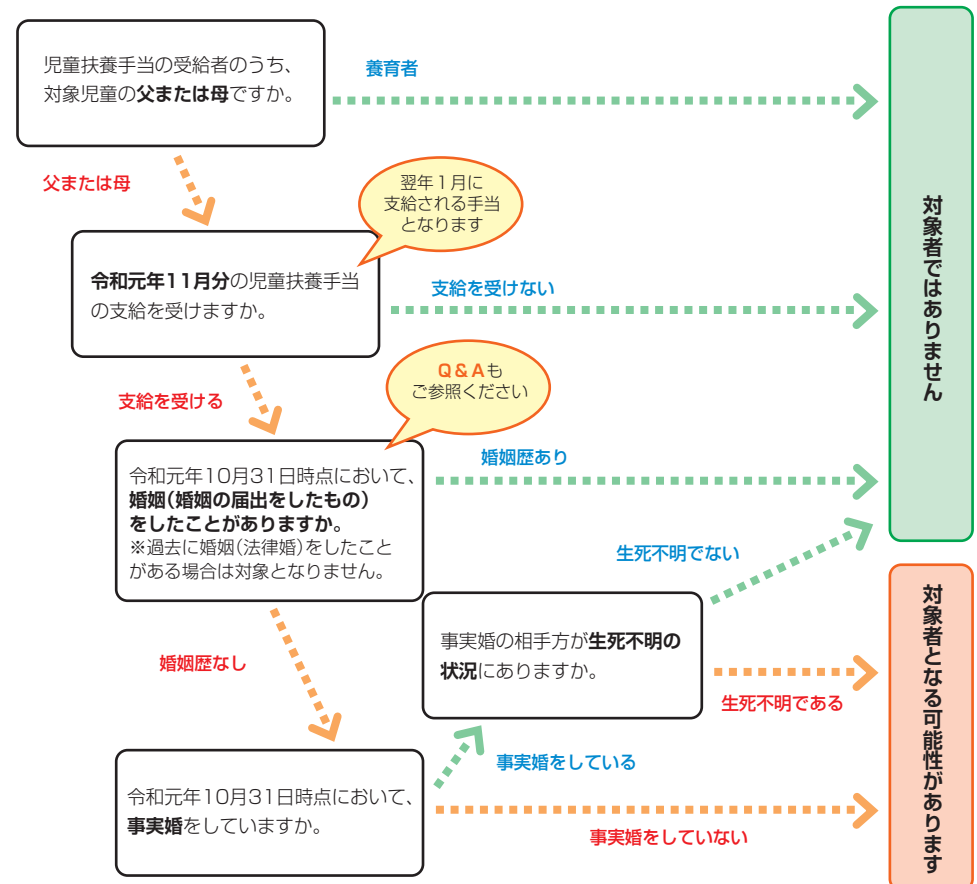
#### ● 支給対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

- 令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
- 基準日(令和元年10月31日)においてこれまでに婚姻(法律婚)をしたことがない方
- 基準日(令和元年10月31日)において**事実婚をしていない方**または**事実婚の相手方の生死が明らかでない方**

※支給対象者が基準日(令和元年10月31日)の翌日以後に亡くなられた場合は、その方の児童扶養手当の対象となるお子さんに給付金を支給します。

### 対象者診断チャート



※このチャートはあくまで一般的な場合を想定しています。

## うら面

**Q** 基準日（令和元年10月31日）の翌日以後に婚姻等した場合はどうなりますか。

**A** 基準日（令和元年10月31日）において給付金の支給要件に該当している場合は、基準日（令和元年10月31日）の翌日以後に婚姻等したことにより、児童扶養手当の資格を喪失した場合であっても、給付金の対象となります。

**Q** 基準日（令和元年10月31日）の翌日以後に他の自治体に転出（引っ越し）した場合の申請先はどうなりますか。

**A** 基準日（令和元年10月31日）の翌日以後に他の自治体に転出（引っ越し）した場合であっても、令和元年11月分の児童扶養手当を支給する自治体（基本的には、転出（引っ越し）前の自治体）が申請先となります。

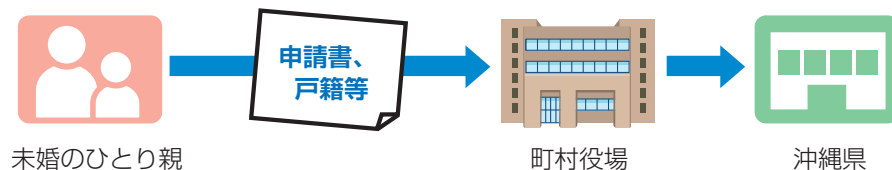
**Q** 現在、未婚で出産した子を育てていますが、過去に婚姻（法律婚）をしたことがあります。この場合、給付金の対象になりますか。

**A** 今回の給付金は、基準日（令和元年10月31日）において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない方を対象としていますので、過去に婚姻（法律婚）をしたことがある場合は、給付金の対象にはなりません。

## ご注意

- 原則として、**申請期間外の申請**は受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、**各都道府県・市区町村により異なります**。沖縄県知事以外が申請先となる方は、事前にその都道府県・市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- 基準日（令和元年10月31日）より前に給付金の申請を行った方で、基準日までの間に児童扶養手当の**資格を喪失**された方や、**他の自治体に転出**された方は、申請取下げの手続きを行ってください。  
※他の自治体に転出される方は、転出先の自治体で再度申請を行っていただく必要があります。
- 詳細を確認したい場合や、ご不明な点については、お住まいの町村役場、または沖縄県にご連絡ください。

## 給付金の支給手続き（基本的な流れ）



- **申請書提出先**：お住まいの町村役場（※申請先は沖縄県知事）  
「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」窓口

※令和元年11月分の児童扶養手当を沖縄県から支給される方が対象です。  
※申請時の提出書類はお住まいの町村の窓口へ直接、または郵送により提出ください。  
※児童扶養手当の現況届の手続きを行う方は、現況届の手続きに来庁された際、給付金の申請受付も同時に行います。

- **申請期間**：令和元年8月1日（木）～令和2年2月3日（月）

- **提出物**：①申請書 ②戸籍謄本

※支給要件等確認のため、必要に応じてその他の書類を提出していただく場合があります。



- 原則として、児童扶養手当の**令和2年1月の支払日**と同日に支給します。  
※令和2年1月の支払日に支給できなかった場合は、それ以降随時支給します。
- 申請書に記載した**指定口座に入金**されます（指定口座は原則として児童扶養手当振込口座と同一のもの）。

## お問い合わせ先

お住まいの町村役場

.....  
沖縄県青少年・子ども家庭課 TEL 098-866-2174



「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」の  
**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。

